システムサポートサービス約款

ネットワークサポート株式会社

本約款は、個別の申込書、見積書、注文書またはサービス仕様書と一体として適用します。対象システム、料金、契約期間、設置場所その他の個別条件は、これらの個別契約書類に定めます。

第 1 条（目的および適用）

1. 本約款は、ネットワークサポート株式会社（以下「当社」といいます）が、法人、団体または個人事業者（以下「契約者」といいます）に提供するシステムサポートサービス（以下「本サービス」といいます）について、当社と契約者との間の基本的条件を定めるものです。本サービスが医療機関等における医療系システムに関連して提供される場合、当社は、対象システムの安定的な運用を支援しますが、医療行為、診療判断、患者対応、診療報酬請求その他医療機関としての業務判断は契約者において行うものとします。
2. 本約款は、本サービスに関する加入申込書、料金表、見積書、注文書、サービス仕様書その他当社と契約者との個別の合意（以下総称して「個別契約」といいます）に適用されます。
3. 本約款と個別契約の内容が異なる場合は、個別契約の定めが優先します。複数の書類間で内容が異なる場合は、別段の定めがない限り、①個別契約書または加入申込書、②見積書、③料金表、④本約款の順に優先して適用されます。対象製品のメーカー、ソフトウェア提供者その他第三者の利用条件が適用される場合は、当該利用条件も併せて適用されます。

第 2 条（定義）

本約款における用語の意味は、次の各号のとおりとします。

(1)「対象システム」とは、契約者が加入するサービスプランに対応し、当社が本サービスの対象として承認したハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、周辺機器およびこれらに関連する環境をいいます。

(2)「サポート対象拠点」とは、加入申込書に記載された本サービスの提供場所をいいます。

(3)「サービスプラン」とは、料金表に定める本サービスの区分をいいます。

(4)「リモートサポート」とは、当社指定のツールを用いて、通信回線を通じて行う支援をいいます。

(5)「オンサイトサポート」とは、当社または当社の委託先がサポート対象拠点を訪問して行う支援をいいます。

(6)「受付時間」とは、第 6 条に定める問い合わせの受付時間をいいます。

第 3 条（契約の成立）

1. 契約者が、本約款および料金表の内容を承諾したうえで、加入申込書その他当社所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾した時点で、本サービスに関する契約（以下「サービス契約」といいます）が成立します。
2. 当社は、申込内容に虚偽、誤記または記載漏れがある場合、料金その他の債務の履行に懸念がある場合、技術上または業務遂行上の支障がある場合、その他当社が合理的な理由により不適当と判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。

第 4 条（対象システムおよび適用範囲）

1. 本サービスの対象は、加入申込書に記載されたサービスプランに対応する対象システムとします。
2. 対象システムは、原則として、当社が導入、設置、インストール、設定または動作確認を行ったハードウェア、ソフトウェア、ネットワークおよび周辺機器とします。
3. 当社の事前確認を受けずに、契約者または第三者が追加、変更、移設、改変または接続した機器、ソフトウェア、ネットワークその他の環境は、別途合意がない限り本サービスの対象外とします。
4. 本サービスの提供範囲は、加入申込書に記載されたサポート対象拠点内のシステムおよびネットワークに限ります。別拠点、別フロア、別ネットワーク、VLAN、VPN その他これらに類する環境は、当社が書面または電磁的方法により承諾した場合を除き、本サービスの対象外とします。
5. 端末台数、接続機器または利用環境が契約締結時から著しく増加もしくは変更された場合、当社は、契約者と協議のうえ、サービスプランまたは利用料金を変更できるものとします。
6. サポートの対象となる OS 環境は、原則として、対象ソフトウェアの提供元または当社が動作環境として確認している OS とします。ただし、OS の提供元によるサポートが終了している場合、既知のセキュリティ上の脆弱性が存在する場合、セキュリティ更新その他必要な更新が提供されていない場合、または当社が本サービスを安全かつ適切に提供することが困難であると合理的に判断した場合、当社は、本サービスの対応方法または対応範囲を制限することがあります。リモートサポートの実施可否および代替する対応方法については、第 11 条の定めによります。

第 5 条（本サービスの内容）

1. 当社は、契約者が加入するサービスプランに応じて、次に掲げる支援の全部または一部を提供します。

(1) 対象システムに障害が発生した際の調査、原因切り分け、回復および復旧に関する支援

(2) 対象システムの操作に関する問い合わせ対応

(3) 対象システムに関連する新製品、新機能等の情報提供

(4) バージョンアップ、システムの追加または変更に関する相談支援

(5) データ破損またはシステム停止時の調査、助言および復旧支援

(6) 電話または電子メールによるサポート

(7) 当社指定のツールを使用したリモートサポート

(8) 当社が必要と判断した場合におけるオンサイトサポート

(9) サービスプランに定める定期点検

(10) その他、当社がサービスプランまたは料金表に定める支援

2. 本サービスは、対象システムに関する問題の解決を支援するものです。当社は、問い合わせ内容および障害状況に応じて合理的な範囲で対応しますが、障害の完全な解消、一定時間内の復旧または対象システムの継続的な稼働を保証するものではありません。
3. 受付時間は、当社が問い合わせを受け付ける時間帯を示すものです。当社は、受付時間内に受け付けた問い合わせについて、内容、緊急性および契約内容に応じて、合理的な範囲で速やかに対応するよう努めます。
4. 各サービスプランに含まれる具体的なサービス内容は、当社が別途定める料金表またはサービス一覧によります。
5. 対象システムには、メーカー、ソフトウェア提供者、通信事業者、クラウド事業者その他第三者が提供する製品またはサービスが含まれる場合があります。当社は、これら第三者製品または第三者サービスに起因する事象についても、必要に応じて調査、原因切り分け、助言または問い合わせ支援を行います。ただし、第三者製品または第三者サービスそのものの仕様変更、修正、復旧、継続提供または結果については、当社が保証するものではありません。

第 6 条（受付時間および対応方法）

1. 本サービスの標準受付時間は、別紙 1「標準サービスプラン・料金表」に定めるとおりとします。

2. 土曜日の対応は、原則として電話、電子メールまたはリモートサポートによる一次対応とします。オンサイトサポートについては、障害の内容、緊急性、担当者の稼働状況、移動時間その他の事情を踏まえ、当社が必要性および対応可能性を判断し、契約者と調整のうえ実施します。
3. 当社がオンサイトサポートを行う場合、契約者と日程を調整のうえ実施します。ただし、オンサイトサポートは、担当者の稼働状況、移動時間、障害内容その他の事情により、訪問の実施または希望日時での訪問ができない場合があります。
4. 本サービスは、電話、電子メール、リモートサポートまたはオンサイトサポートのうち、事象の内容および契約内容に応じて、当社が適切と判断する方法により実施します。
5. 受付時間外の対応、緊急対応または契約範囲を超える対応については、当社が対応可能な場合に、契約者と内容および費用を確認のうえ実施します。

第 7 条（対象外業務および別途料金）

1. 次の各号に該当する作業または費用は、料金表、サービスプランまたは個別契約に含まれることが明記されている場合を除き、**本サービスの月額利用料金に含まれません**。

(1) ハードウェアの修理費、部品代、製品代、消耗品費およびメーカーへの支払費用
(2) 対象システムの新規導入、増設、入替え、移設、再構築、大規模な設定変更またはデータ移行
(3) 新規医療機器、検査機器、プリンターその他周辺機器との接続または連動設定
(4) サーバーまたは端末の入替え、OS の変更または各種ソフトウェアの新規インストール
(5) 契約者または第三者の誤操作、不正利用、設定変更、改変または必要な管理の不実施に起因する復旧作業
(6) メーカー、通信事業者、クラウド事業者その他第三者の調査、作業または立会いに要する費用
(7) サポート対象拠点以外への訪問に要する出張費、交通費、宿泊費、配送費その他の実費
(8) 受付時間外に行う作業または土曜日におけるオンサイトサポート
(9) 本サービスの対象外であることを当社が事前または作業開始前に通知した作業
(10) その他、料金表またはサービスプランに定めのない作業
(11) 対象システムまたはその利用環境のセキュリティ上の理由その他当該利用環境に起因してリモートサポートを実施できず、これに代えて必要となるオンサイトサポートその他の追加対応に要する費用

2. 前項第 11 号に定めるオンサイトサポートその他の追加対応は、**通常のオンサイトサポートがサービスプランまたは個別契約に含まれている場合であっても、その範囲、頻度、所要時間その他の事**

情により、別途料金の対象となることがあります。 この場合、当社は、原則として、作業内容および費用を事前に契約者へ提示し、その承諾を得たうえで実施します。

3. 前項に該当する作業を行う場合、当社は、原則として、作業内容および費用を契約者に提示し、契約者の承諾を得たうえで実施します。ただし、緊急を要し、事前に承諾を得ることが困難な場合は、この限りではありません。
4. 前項の承諾は、書面、電子メール、チャット、口頭その他当社が合理的に確認できる方法により行うことができます。緊急対応その他業務停止の回避に必要な場合は、契約者の担当者と可能な範囲で費用、作業内容および精算方法を確認したうえで作業を行います。

第 8 条（本サービスの適切な利用）

1. 契約者は、本サービスを適切かつ円滑に利用するため、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

   (1) 本サービスを第三者に利用させ、またはサポート対象外の拠点、機器、システムもしくは業務に転用する行為

   (2) 当社または当社担当者に対する暴言、威迫、侮辱、長時間拘束、同一内容の過度な反復問い合わせ、受付窓口以外への執拗な連絡その他、社会通念上相当な範囲を超える要求または言動

   (3) 不正アクセス、マルウェアの持込み、違法データの保存、法令または公序良俗に反する利用その他当社または第三者の業務、設備、信用もしくは安全を害する行為

   (4) 当社が指定または承認していないリモート接続方法、外部記憶媒体、認証情報、管理者権限その他対象システムの安全性に影響を及ぼす手段を無断で使用する行為
2. 前項に該当する行為により、本サービスの円滑な提供、対象システムの安全性、または当社担当者の安全・健康に支障が生じるおそれがある場合、当社は、契約者と協議のうえ、対応方法の変更、窓口の整理、対応範囲の確認その他必要な措置を行うことがあります。ただし、緊急性が高い場合または改善が困難な場合、当社は本サービスの全部または一部を停止し、またはサービス契約を解除できるものとします。

第 9 条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、本サービスの実施に必要な情報、資料、作業場所、電源、通信回線、対象システムの利用環境および操作権限を、適時かつ適切に当社へ提供するものとします。

2. 契約者は、対象システムのメーカー、ソフトウェア提供者、医療機器メーカーその他第三者への問い合わせ、契約および協力依頼が必要な場合、当社の求めに応じてこれに協力するものとします。
3. 契約者の協力の遅延または不足により本サービスの提供が遅延し、または実施できない場合、当社はその責任を負いません。

第 10 条（データおよびバックアップ）

1. 契約者は、自己の責任と費用において、対象システム内のデータを適切に保存し、必要なバックアップを取得および管理するものとします。
2. 当社がバックアップに関する支援を提供する場合、当社は、契約者の運用状況に応じて必要な助言または設定支援を行います。ただし、バックアップの完全性、正確性、継続性または復元可能性を保証するものではありません。
3. バックアップの実施状況や保存先の状態は、対象システムの利用環境、保存容量、通信状況、機器の状態等に影響を受けます。契約者は、必要に応じてバックアップ状況を確認し、当社は契約内容に応じてその確認を支援します。
4. 当社がデータ復旧、バックアップ復元、設定変更その他データに影響を及ぼす可能性のある作業を行う場合、当社は、事前に想定される作業内容およびリスクを契約者に説明するよう努めます。契約者は、作業の性質上、データの一部または全部が復元できない場合や、既存データに変更または不整合が生じる可能性があることを理解し、必要に応じて作業前にバックアップを取得するものとします。

第 11 条（リモートサポート）

1. 契約者は、当社がリモートサポートを実施する場合、当社指定の接続方法、ツールおよび手順に従い、必要な接続環境、認証情報、操作権限および作業時間を提供するものとします。
2. 契約者がリモート接続を許可した場合、契約者は、当社が本サービスの遂行に必要な範囲で対象システムを操作することを承諾したものとします。当社は、契約者の立会い、指示または承諾のもとで作業を行うことを原則とします。
3. リモートサポートに伴う対象システムの操作、設定変更、再起動、ログ確認、ファイル操作その他必要な作業により、契約者の業務に一時的な影響が生じる場合があります。契約者は、重要データの保存、バックアップ取得および業務影響の確認を自己の責任で行うものとします。
4. 契約者の指示、承諾または提供情報に基づいて当社が作業を行う場合、当社は、合理的な注意をもって作業を実施します。ただし、契約者の提供情報の誤り、対象システムの状態、第三者製品の仕

様その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた結果については、当社は責任を負いません。

5. 当社は、リモートサポートの実施にあたり、原則として診療情報、患者情報その他契約者の業務データを取得または保存しません。ただし、障害調査、記録保全、メーカー問い合わせその他本サービスの遂行上必要な場合は、必要最小限の範囲で取得または保存することがあります。この場合、当社は、当該情報を本サービスの目的の範囲内で取り扱い、不要となった後は合理的な方法により削除または廃棄します。
6. 当社は、対象システムまたはその利用環境について、既知のセキュリティ上の脆弱性、OS もしくはソフトウェアのサポート終了その他の事情により、リモート接続を行うことが情報セキュリティ上適切でないと合理的に判断した場合、**リモートサポートを実施しないことがあります**。この場合、当社は、対象システムの状態、障害の内容、契約内容その他の事情に応じて、電話、電子メール、オンサイトサポートその他当社が適切と判断する方法による対応を検討します。**ただし、当社は、リモートサポートを実施しないことをもって、オンサイトサポートの実施または一定時間内の対応を保証するものではありません。**

第 12 条（利用料金および支払）

1. 本サービスの利用料金は、本約款に付属する料金表または契約締結時に当社が契約者へ提示する料金表によります。
2. 契約者は、利用料金、消費税等および別途発生した費用を、加入申込書、料金表または請求書に定める期日および方法により支払うものとします。
3. 振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者の負担とします。
4. 契約者が支払期日を経過しても支払いを行わない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。
5. 消費税率その他租税公課に変更があった場合、当社は、法令に従い、変更後の税率または税額を利用料金その他の請求額に反映できるものとします。

第 13 条（料金および契約条件の変更）

1. 契約者がサービスプランの変更を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 対象システム、端末台数、接続機器、ネットワーク、設置場所またはサポート範囲に著しい追加もしくは変更があった場合、当社および契約者は、協議のうえ、サービスプラン、利用料金その他の契約条件を変更できるものとします。

3. 物価、仕入価格、人件費、法令・制度、メーカー条件その他の事業環境に相当な変動が生じた場合、当社は、契約者に事前に通知することにより、料金表または利用料金を改定できるものとします。
4. 前項の料金改定は、原則として、料金改定日以後に開始される新たな契約期間から適用します。ただし、法令の制定もしくは改廃、税率の変更、メーカー料金の変更その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
5. 当社が料金または契約条件の変更を行う場合、契約者に対して事前に内容を通知します。契約者が変更に同意しない場合は、当社が指定する期日までに協議または解約の申し出を行うことができます。変更後の条件適用開始日以降も契約者が本サービスを利用した場合、契約者は当該変更に同意したものとみなします。

第 14 条（契約期間および更新）

1. サービス契約の契約期間は、サービス開始日から 1 年間とします。ただし、加入申込書その他の個別契約に別段の定めがある場合は、その定めによります。
2. 契約期間満了日の 1 か月前までに、当社または契約者のいずれからも書面または電磁的方法による更新拒絶の通知がない場合、サービス契約は同一条件でさらに 1 年間更新され、以後も同様とします。ただし、料金その他の条件が変更された場合は、変更後の条件によります。

第 15 条（契約者による中途解約）

1. 契約者は、解約希望日の 1 か月前までに当社所定の方法で通知することにより、サービス契約を中途解約できます。
2. 加入申込書その他の個別契約に最低利用期間が定められている場合、契約者は、当該期間の残存期間に対応する利用料金および消費税等を支払うことにより中途解約できるものとします。
3. 利用料金の精算は歴月単位とし、既に支払われた料金は、個別契約に別段の定めがある場合または当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返金しません。

第 16 条（本サービスの停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当期間を定めて是正を求めたうえで、本サービスの全部または一部を停止できます。ただし、緊急を要する場合または是正が困難な場合は、事前の催告を要しません。

(1) 利用料金その他の債務を支払期日までに履行しないとき

(2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 当社または第三者の設備、データもしくは業務に過大な負荷または重大な支障を与えたとき

(4) 法令、公序良俗、本約款または個別契約に違反したとき

(5) 本サービスの提供に必要な情報、権限または協力を提供しないとき

(6) その他、本サービスの継続が困難となる合理的な事由があるとき

第 17 条（本サービスの中断および廃止）

1. 当社は、保守、工事、設備障害、通信障害、第三者サービスの停止、災害その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を中断できます。
2. 当社は、事業上または技術上の理由により、本サービスの全部または一部を廃止できます。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、相当期間前に契約者へ通知します。
3. 前二項により本サービスを中断または廃止した場合、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者に生じた損害について責任を負いません。

第 18 条（解除）

1. 当社または契約者は、相手方が本約款または個別契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めても是正されない場合、サービス契約の全部または一部を解除できます。
2. 当社または契約者は、相手方に支払停止、手形・小切手の不渡り、差押え、仮差押え、租税滞納処分、破産・民事再生・会社更生その他これらに類する手続の申立て、解散または事業継続が困難となる重大な事由が生じた場合、何らの催告を要せずサービス契約を解除できます。
3. 前二項による解除は、解除当事者による損害賠償請求を妨げません。

第 19 条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託できます。この場合、当社は、再委託先に対し、本約款に基づき当社が負う秘密保持義務および個人情報保護義務と同等の義務を負わせます。

第 20 条（秘密情報、個人情報および医療情報の取扱い）

1. 当社および契約者は、本サービスに関連して相手方から開示された技術上、営業上その他業務上の情報であって、秘密である旨が明示されたもの、またはその性質および開示状況から合理的に秘密と認められるものを、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏えいせず、本サービスの目的以外に使用しません。

2. 前項は、開示時に公知であった情報、受領者の責めによらず公知となった情報、開示前から適法に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報、または秘密情報によらず独自に取得・開発した情報には適用しません。
3. 法令または裁判所・行政機関の命令により開示が求められた場合、必要な範囲で開示できます。
4. 当社および契約者は、本サービスに関連して取り扱う個人情報を、関連法令に従い、本サービスの遂行に必要な範囲でのみ利用し、適切に管理します。
5. 当社は、本サービスの遂行上必要な範囲で、患者情報、診療情報、画像データその他医療関連情報に接する場合があります。当社は、これらの情報を本サービスの遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、内容確認、医学的判断、診療内容の評価または医療機関としての管理を目的として利用しません。契約者は、これらの情報の取扱いについて、必要な院内手続、権限設定、本人同意その他法令上必要な措置を行うものとします。
6. 当社が作業記録、障害調査資料、画面の写し、ログその他本サービスの遂行に必要な情報を取得または保存する場合、当社は、取得範囲を必要最小限とし、保存期間および管理方法について合理的な安全管理措置を講じます。
7. 当社が本サービスの全部または一部を第三者に再委託する場合、当社は、再委託先に対し、本条に定める秘密情報、個人情報および医療情報の取扱いに関する義務と同等の義務を負わせます。
8. 本条の義務は、サービス契約終了後も存続します。

第 21 条（知的財産権）

1. 本サービスの提供前から当社または第三者が保有するソフトウェア、ツール、資料、ノウハウその他の知的財産権は、従前の権利者に帰属します。
2. 本サービスの過程で新たに作成された成果物の権利帰属および利用条件は、個別契約に定めます。個別契約に定めがない場合、当社が作成した汎用的なツール、テンプレート、ノウハウおよびその改良に関する権利は当社に帰属し、契約者固有のデータおよび契約者が提供した資料に関する権利は契約者に帰属します。

第 22 条（契約終了時の取扱い）

1. サービス契約が終了した場合、当社は、終了日以後、本サービスの提供を終了します。契約終了後の問い合わせ、調査、設定確認、データ移行、引継ぎ、資料作成その他の対応が必要な場合は、契約者と協議のうえ、別途有償で対応することがあります。

2. 契約者は、サービス契約終了後、当社が提供したリモート接続ツール、アカウント、認証情報、設定資料その他当社が指定する物品または情報について、当社の案内に従い、削除、返却または利用停止の措置を行うものとします。
3. 当社は、契約終了後、法令上または業務上保存が必要な情報を除き、契約者から提供を受けた資料、設定情報、認証情報その他の情報について、必要に応じて契約者と確認のうえ、返却、削除または廃棄します。

第 23 条（責任の範囲および免責）

1. 当社は、善良な管理者の注意をもって本サービスを実施します。本サービスは、対象システムの安定的な運用を支援するものですが、対象システムの障害または契約者の問題がすべて解決すること、契約者の特定の目的に適合すること、助言の有用性、対象システムの無停止稼働、データの正確性、完全性その他特定の結果を保証するものではありません。
2. 当社は、天災地変、停電、通信障害、サイバー攻撃、対象製品の不適切な使用、契約者または第三者による修正・改変、メーカー等から必要な情報を入手できないことその他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について責任を負いません。
3. 契約者は、対象システムの安全性を確保するため、パスワード管理、アクセス権限の管理、ウイルス対策、OS およびソフトウェアの更新、外部記憶媒体の管理、通信回線およびネットワーク機器の管理その他基本的な情報セキュリティ対策を、自己の責任において実施するものとします。当社は、契約内容に応じてこれらに関する助言または支援を行うことがありますが、契約者の情報セキュリティ対策の完全性を保証するものではありません。
4. 契約者は、対象システムの停止または障害に備え、紙運用、代替端末、代替通信手段、バックアップ確認その他業務継続に必要な措置を講じるものとします。当社は、契約内容に応じてこれらの運用に関する相談または支援を行いますが、対象システムの停止時における診療継続、患者対応、会計処理、診療報酬請求その他業務上の判断は、契約者において行うものとします。
5. 当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社は、現実に発生した通常かつ直接の損害について賠償責任を負います。ただし、その総額は、損害発生の直接の原因となった対象サービスについて契約者が直近 3 か月間に当社へ支払った利用料金の合計額を上限とします。
6. 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、データ・プログラム等の消失または毀損、第三者からの請求に基づく損害について責任を負いません。
7. 前二項の責任制限は、当社の故意または重大な過失により生じた損害には適用しません。

第 24 条（通知および本約款の変更）

1. 当社から契約者への通知は、電子メール、書面、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により行います。当社指定休業日、受付方法その他本サービスの運用上必要な事項の周知についても同様とします。
2. 当社は、法令の定めに従い、変更が契約者の一般の利益に適合する場合、または変更がサービス契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的である場合、本約款を変更できます。
3. 当社は、本約款を変更する場合、変更の効力発生日を定め、変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、前項の効力発生日までに第 1 項の方法により周知します。
4. 変更後の約款は、周知した効力発生日から適用されます。

第 25 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を第三者へ譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはなりません。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、自らならびにその役員および実質的に経営に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたり保証します。
2. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的要求、法的責任を超える不当な要求、脅迫的言動、暴力行為、風説の流布、偽計または威力による信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為を行いません。
3. 相手方が前二項に違反した場合、当事者は何らの催告を要せずサービス契約を解除でき、これにより相手方に損害が生じても責任を負いません。

第 27 条（存続条項）

サービス契約終了後も、第 12 条（利用料金および支払）、第 20 条（秘密情報、個人情報および医療情報の取扱い）、第 21 条（知的財産権）、第 22 条（契約終了時の取扱い）、第 23 条（責任の範囲および免責）、本条、第 28 条（協議および分離可能性）および第 29 条（準拠法および合意管轄）は、その性質に従い有効に存続します。

第 28 条（協議および分離可能性）

1. 本約款または個別契約に定めのない事項、またはその解釈に疑義が生じた事項については、当社と契約者が誠意をもって協議し、解決します。
2. 本約款または個別契約の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、その他の部分の有効性には影響しません。

第 29 条（準拠法および合意管轄）

1. 本約款およびサービス契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本約款またはサービス契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2026 年 11 月 1 日

最終改定日：2026 年 11 月 1 日(初版)